

愛知県労災指定医協会会報

目次

- 巻頭言..... 1
- 労災医療特別講演会..... 2
- 令和5年度 産業保健研修会..... 2
- 令和6年能登半島地震 医療支援活動報告..... 3
- ワンポイント労災診療..... 4
- 第12回定時総会にご出席ください..... 4
- 2024年度労災診療費及びアフターケア委託費請求書の提出締切日のお知らせ..... 5

編集・発行

愛知県労災指定医協会

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル6階
TEL 052-263-0093
FAX 052-263-6775
<http://www.aichi-rousai.jp>

第124号

令和6年3月末日

巻頭言

一般社団法人 愛知県労災指定医協会 会長
(JA愛知厚生連安城更生病院 名誉院長)

浦田 士郎

令和6年元旦の能登半島地震で犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を捧げ、被災地域の皆様にお見舞いを申し上げます。

大災害時には平時の地域に潜在するあらゆる問題点が顕在化し、かつ先鋭化し増幅されることを過去の震災から学んできました。医療面では阪神淡路大震災（平成7年）において、発災72時間以内に多数の救えたはずの命があったとの教訓から災害時派遣医療チームが創設され、保健所が自律的に参集した救護班の配置調整や情報共有を行う場であり、メンタルヘルスや感染症対策などの健康管理活動にも努めることとされました。東日本大震災（平成23年）の教訓からは、発災当初の保健と医療の連携、災害時における司令塔としての保健所機能強化、地域災害医療対策会議の設置、地域ごとに平時から顔の見える関係を構築することの重要性が強調されました。熊本地震（平成26年）では、発災急性期から亜急性期にかけて医療と保健を統合した保健医療調整機能の強化、その後頻発する風水害の教訓から福祉との連携の重要性も指摘され、令和3年の防災基本計画に保健医療福祉調整本部の設置と災害時福祉派遣チームの整備が追加されてきました。

こうした災害への対応経験を通じて、超早期の救命医療から福祉までを包含した災害時健康危機管理体制へと変遷してきた過程は、そのまま我が国が高齢化社会（平成6年）から超高齢化社会（平成20年）

へ到達しさらに進展しつつある現実と重なります。

今回の震災に対して愛知県内の病院からは、1月2日にDMAT20隊が出動し、2月7日まで合計80隊が出動しています。東日本大震災や熊本地震と比較すると、DMATの派遣期間が2ヶ月近くまでに長期化したことは特徴的です。大規模災害発災時には厚生労働省DMAT事務局からの要請によってまずDMATが出動し、その活動期間が終了する災害亜急性期以降は、非DMATである医療救護班や病院支援班等の活動期間となる筈でした。愛知県病院協会は愛知県と災害時の協定を締結しており、災害救助法に基づく県知事からの要請があれば、会員病院に呼びかけて医療救護班の派遣を調整し、DMATから切り替わってゆく時期です。今回DMATの活動期間が過去に例を見ない長期に及んだことは、能登半島がもともと地域の医療資源が手薄であった状況、地理的条件や新型コロナやインフルエンザ感染症の流行期でもあったことが要因です。令和4年4月時点で本県には36の災害拠点病院が指定されており、うち32病院に70チーム以上のDMATが整備保有されています。被災地の医療機関の人的物的被害が大きい程、地域医療の再建にはより長期間を要します。災害拠点病院は被災地域にあって傷病者の受け入れ搬出の拠点であることはもとより、広域災害への対応として急性期に特化したDMATのみならず、災害亜急性期以降から長期にわたって被災地の病院医療を継続的に支援するためのチーム整備も求められつつあり、災害拠点病院の対応力向上を支援する法整備が必要と考えます。

平時と災害時の差は紙一重であり、明日は我が身であることを改めて痛感します。被災地での復旧・復興・支援活動に従事されている皆様にあらためて感謝の念を捧げます。

労災医療特別講演会

令和6年1月18日(木) 14:00～16:00
今池ガスビル7階 プラチナルーム

「労働やスポーツ活動で起こる手関節、 手指の外傷や障害」

中日病院名古屋手外科センター
センター長 中尾悦宏 先生

労働やスポーツ活動で生じる上肢の外傷や障害に携わる際、良好な機能での早期就労や競技活動復帰を目的とし、正確な病態評価に基づいた適切な治療が必要とされる。



本講演では、手根骨骨折で最も多い舟状骨骨折の新鮮例の手術、遷延治療や偽関節に対する手根配列に留意した治療、スポーツ選手に生じる有鉤骨鉤骨折の手術と小指球筋機能に着目した機能訓練、骨壊死疾患であるキーンバック病の治療、TFCC損傷やDRUJ不安定症など尺側手関節障害の評価法や慎重に適応を判断して施行する尺骨短縮術などについて紹介する。また指の外傷として、指関節の靭帯損傷、脱臼骨折、槌指骨折、さらにoveruseで生じる腱滑走障害についても概説する。実際の症例を通して病態の評価法、適切な保存的、観血的治療、リハビリテーションについて共有できれば幸いです。

日頃、先生方から、手外科は難しい、とお聞きすることが多い。しかしながら各疾患の病態を学んだうえで、十分に理学所見をとり適宜画像検査を行えば適切な診断が可能である。必要に応じて私たち手外科医と連携され治療にあたられれば良好な機能回復が得られ、早期就労、競技復帰に貢献すると考えている。



令和5年度 産業保健研修会

令和6年2月22日(木) 14:00～16:00
昭和ビル9階ホール

「職場巡視のポイント」

もろかみ社会保険労務士事務所
もろかみ労働安全衛生コンサルタント事務所
所長 博士(医学) 加藤善士 先生

業務上災害や職業性疾病の推移を概説し、私自身の30年を超える労働基準行政の経験をもとに、事業場に訪問・巡視された際、先生方に気に掛けていただきたい労働安全衛生法のポイントなどを説明します。



産業医の先生方の中心的な業務となっている「定期巡視」を課題に、法改正の概要、作業場等巡視の考え方、声かけ内容、確認していただきたいポイント等も説明したいと思います。



令和6年能登半島地震 医療支援活動報告

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

副会長 伊藤 之一

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による被災地の医療支援を行うため、1月5日に日本医師会は石川県医師会の要請に基づき日本医師会災害医療チーム（JMAT）を派遣することを決定し、都道府県医師会に対して協力要請を行った。

この要請を受けて愛知県医師会はJMATを編成し、1月7日よりJMAT七尾調整支部にてJMAT統括業務を開始した。私も愛知県医師会のJMATとして1月9日にJMAT七尾調整支部入りした。

現地には車で愛知県医師会仮事務所から東海北陸自動車道経由で向い、金沢市までは震災による被害を感じることなく到達した。しかし能登半島に入ると道路の損傷が目立ち、平時なら通行止めになるだろうと思われる損傷した道路を、路面の亀裂を避けながら通り、辛うじて七尾市に到着した。幸い、道路に雪がなかったため通行できたが、もし路面の裂け目が隠れるほど雪が積もっていたら、七尾市に到達することは不可能であったと思われる。

当時、JMATによる支援は始まったばかりである。被害は輪島市や珠洲市など能登半島北部で大きいことは既に分かっていたが、道路の損傷が激しく、到達は極めて困難であったため、JMATは能登半島中部の志賀町、穴水町を中心に活動した。北部に比べれば被害が少ない能登半島中部でも倒壊した家屋が散見し、広範囲で断水しており、避難所の

トイレも水が流れない状態であった。

JMATの主な任務は、避難所での被災者の健康管理と地元医療機関の診療支援であるが、この時点でのJMAT活動は避難所の状況確認を含めた巡回診療が主である。避難所は100人規模のところもあれば、10人程度のところもあり、避難者数は日々変動している。医療ニーズが多いか否かは、実際にJMATが行って、見て、聞いて判断し、その報告により、限られた数のチームをどこに分配するかを決定するのが統括業務の役目である。勿論、医療支援を行うのはJMATだけではなく、先に現地入りしているDMATや日赤の医療チームと連携して効率よく活動を進めるようにするのも統括の重要な役割である。

私は1月12日まで現地で活動し、次のチームに業務を引き継いで無事名古屋に帰ることができた。4日前は被災地に行く自分自身に不安を感じたが、帰るときには被災地から離れることが心苦しく感じた。やり残したことは沢山ある、まだ出来ることがある、そんな思いが募る。

能登半島にお住まいの方々が以前の暮らしに戻るには、まだ長期間、多くの支援が必要である。個人で出来ることは限られているが、今後も出来る限りの支援を続けたい。

！ ワンポイント労災診療

「当初、健康保険証等を提示して受診していた患者が、のちになって『労災に切り換えたい』と労災請求用紙の「様式第5号」または「様式第16号の3」を医療機関窓口を持ってこられたが、どのように対処すればよいのでしょうか？」とのお問合せをいただくことがあります。

初診からすでに数か月も経過し、医療機関から健保協会等へレセプト請求して、すでに支払いも受けているケースもあると思います。

初診時に、口頭あるいは問診票により負傷又は疾病の発症機序を確認されると思いますが、患者から「業務により」又は「通勤により」発症したとの申し出がされないと医療機関としては患者の申出どおりの保険扱いにするしかありません。

さて、この場合の対処としては以下の方法が考えられます。

- ①初診月またはその翌月に申し出があり「様式第5号」または「様式第16号の3」が提出された場合
 - 医療機関から健保協会等に対して請求済みのものがあればレセプト返戻依頼をかけて、患者に対しては窓口本人負担分を返金し、あらためて「様式第5号」または「様式第16号の3」を添えて労災診療費の算定により労災請求する。
- ②初診月から数か月経過しており、健保協会等からの支払も受けている場合

→ 患者は、上記①以前の健康保険扱いの診療分を健保協会等に連絡の上返金し、「様式第7号の1」または「様式16号の5」により労働基準監督署に請求手続きを行う。

この場合、医療機関としては「様式第7号の1」または「様式16号の5」の裏面の「療養の内訳及び金額」欄に健康保険等への請求内容を記入し、表面の「医師又は歯科医師等の証明」欄に記入及び証明を行う。

なお、この場合、「労災保険指定医療機関療養担当規程」第6により「無償」により証明をすることとなっています。（愛知労働局作成「労災医療早わかり（令和4年8月）」の5ページ参照）

医療機関は、患者が「様式第5号」または「様式第16号の3」を窓口へ提出した月の診療分から労災に切り換えて、「様式第5号」または「様式第16号の3」を添えて労災診療費の算定により労災請求する。

なお、未だ健保協会から支払がされていない月の診療分について医療機関としてレセプト返戻依頼の対応を可とされる場合は、上記①に準じて対処していただいても構いません。

一般社団法人愛知県労災指定医協会 第12回定時総会にご出席ください

- ◆ 日時：令和6年7月4日(木) 午後2時
- ◆ 会場：昭和ビル9階ホール（名古屋市中区栄4-3-26）

上記日時・会場におきまして第12回定時総会を開催する予定としています。
会員の皆さまのご出席をお願いします。

2024 年度労災診療費及びアフターケア 委託費請求書の提出締切日のお知らせ

保存版

提出締切日			
2024 年	4 月 10 日 (水)	2024 年	10 月 10 日 (木)
	5 月 10 日 (金)		11 月 11 日 (月)
	6 月 10 日 (月)		12 月 10 日 (火)
	7 月 10 日 (水)	2025 年	1 月 10 日 (金)
	8 月 13 日 (火)		2 月 10 日 (月)
	9 月 10 日 (火)		3 月 10 日 (月)

I 注意事項

- 提出締切日は、原則として毎月 10 日です。10 日が土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日の場合は翌営業日となります。
- 提出先は、愛知労働局労災補償課医療係又は愛知県労災指定医協会事務局をお願いします。
- 愛知県医師会仮事務所には受付箱を設置していませんのでご注意ください。
- 当協会事務局に労災レセプト等を提出される場合は、上記締切日の午後 5 時までに必着をお願いします。締切日の午後 5 時以降に当協会事務局に届いた分は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。
- なお、電子レセプトにかかる労災請求書（「様式 5 号」、「様式第 6 号」、「様式 16 号の 3」及び「様式第 16 号の 4」）は、提出締切日までに愛知労働局労災補償課医療係へ直接、提出してください。
- 郵送の場合は、レターパック等記録が残る方法がおすすめです。

II 診断書・意見書の提出について（提出先は異なります）

診断書料等の請求書及びレセプトは愛知労働局労災補償課医療係又は当協会へ提出し、「症状照会の回報」や「意見書」は依頼元の労働基準監督署へ送付してください。

III 労災レセプト等用紙の送付を希望される場合

- 当協会会員様は、会員専用の「労災レセプト用紙注文書」にてご注文いただけます。
- 必要枚数、労災指定医番号、医療機関名等を明記の上、事務局へ FAX にてご注文ください。
- 営業日 14 時までのご注文で当日発送しています。レセプト用紙は無料です。
- 「労災レセプト用紙注文書」はホームページからダウンロード出来ますのでご利用ください。ダウンロードが出来ない場合は、事務局にご連絡いただければ注文書を FAX させていただきます。
- なお、「労災レセプト用紙注文書」に記載の無い二次健康診断にかかる労災レセプト用紙等は、愛知労働局に直接、注文してください。

一般社団法人愛知県労災指定医協会 事務局（月～金 9:00～17:00）
〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル 6F
TEL 052-263-0093 / FAX 052-263-6775
HP <https://www.aichi-rousai.jp>